

## ふれあいギャラリー使用要領

市民の皆さんの文化交流の場として、作品展をはじめ各種展示会等にご利用していただくことを目的に市役所 1 階に設置したものです。絵画、書道、写真展など広範にご活用下さい。

使用方法は下記のとおりです。

### 1 使用期間

1 団体の利用期間は、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、準備及び後片付けを含めて8日間以内です。

### 2 使用時間

午前8時30分～午後7時

（ただし、最終日は午後5時15分までに後片付けをお願いします。）

### 3 使用条件

- (1) 物品の販売、入場を有料とするもの、企業活動の使用及びその他営利的活動での使用は出来ません。また、寄付金・募金を募る場合も同様です。
- (2) 政治的活動（政党の使用も含む）、宗教的活動、又は行政に対し妨げとなる活動を目的とした場合は使用出来ません。
- (3) 市内在住、在勤の方や市内に事務所がある団体の方が使用できます。個人での使用はできません。

### 4 使用料

無料

### 5 申込みにあたってのお願い

市では、市広報写真展や小学校作品展など市主催の展示を年間を通じて優先使用させていただいておりますので、ご了承下さい。

### 6 申込方法

- (1) 申込受付は、使用する日の2ヵ月前、午前8時30分からです。  
※複数の申込があった場合は抽選とします。
- (2) 申込日が休日（土曜日、日曜日、祝日）の場合は、その前の平日に抽選を行います。
- (3) 抽選は、午前8時30分までに集まった方で市役所3階管財課で行います。電話での申込みは出来ません。
- (4) 抽選に参加できるのは、使用申込者の団体から代表1人です。
- (5) 抽選日については、直接管財課まで電話でお問い合わせ下さい。
- (6) 先着順の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
- (7) 予約した申込みを取り消す場合は、速やかに管財課にご連絡下さい。

## 7 設備

・可動式展示パネル(3, 000mm×2, 000mm)	8枚
・展示ケース (4, 920mm×1, 900mm)	2カ所
・展示用ワイヤーロープ (ケース 13、外49)	62本
・スポットライト	35個
・テーブル	1台
・イス	3脚

## 8 使用上の注意

- (1) 展示ケース内、可動式展示パネルは、市で用意したワイヤーロープ以外の取り付け用具は使用しないで下さい。(画びょうやテープは、パネルを傷つけるため使用しないで下さい。)
- (2) 展示物は、使用者の責任において管理して下さい。事故・災害・盗難等の責めは、市は負いません。
- (3) 展示ケース内は、土足で入らないで下さい。
- (4) パネル、スポットライト等の設置、後片付けは使用者が行って下さい。(スポットライトの破損が多いため、取り付け、取り外しにご注意下さい。)
- (5) 原則として1団体につき、年1回の使用とします。
- (6) 使用予定(団体名、内容、日時)は、市ホームページに掲載します。
- (7) 市報に掲載する場合は、別途秘書広報課で申込用紙を記入して頂きます。(市報に掲載を希望した場合は、タウン誌等にも掲載されることがあります。)
- (8) その他詳細は管財課までお問い合わせ下さい。

## 9 使用許可の取消及び停止

次の場合は、使用許可の取り消し又は停止をすることがあります。

- (1) 野田市庁舎管理規則及びこの使用要領に定められた事項が守られない時
- (2) 使用する権利を他の者に無断転貸した時
- (3) 不正な手段によって使用の許可を受けた時
- (4) その他管理上、特に必要とする時

## 10 避難安全上お願い

東口玄関の避難経路口となるため、待合ホールから誘導灯が見えるように中央1.5m以上空けて可動式展示パネルを設置して下さい。

【管財課連絡先】 04-7125-1111 (内線2983)

【1階平面図】

